

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借
- (2) 賃貸借期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合先：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課第三担当

電話番号 029-853-5628

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記2の問合先と同じ。
- (2) 提出期限 令和7年10月17日 17時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年11月13日 14時00分
- (2) 場 所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学本部棟3階財務部入札室

5 入札方法

入札書には、1月当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 入札公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(5) 請負に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法

本契約は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和7年10月3日

国立大学法人筑波大学

契約担当役

財務担当副学長 氷見谷 直紀

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和7年10月17日 17時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課第三担当
電話番号: 029-853-5628
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「1
1月13日開札 大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借の入札書在中」と記載して
提出すること。
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「11月13日開札 大容量スマ
ート交流・直流安定化電源賃貸借の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に提出
する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限までに送付す
ること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までには必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
(1) 件名は、仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
(2) 入札金額は、算用数字を用いて明確に記載すること。
(3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏
名及び押印)
(4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2) 件名及び入札金額のない入札書
(3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
(4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない、又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商
号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない、又は判然としない場合には、
正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
(5) 件名に重大な誤りのある入札書
(6) 入札金額の記載が不明確な入札書
(7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
(8) 入札書提出期限までに到着しなかったもの
(9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 入札書には、1月当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

12 競争参加資格の確認のための書類及び貸付できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の競争参加資格の確認のための書類及び貸付できることを証明する書類等を以下の期日までに提出すること。

例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品又はそれ以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し……………1部
- ・入札機器を、第三者をして貸付けようとする場合にあっては、入札者自ら貸付けできる能力を有することを証明するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明する書類……………1部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表……………1部

(2) 例示品と同等品又はそれ以上であることを証明する書類

- ・技術審査申請書（様式1）……………正本1部、副本2部
- ・仕様書に示す性能、機能に関する要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載した技術仕様書……………3部
- ・提案物品全てのカタログ……………3部

(3) その他

- ・参考見積書……………1部
- ・定価（価格）証明書……………1部
- ・代理店証明書等（販売代理店が参加する場合）……………1部
- ・納入実績表……………1部
- ・外国製品による場合は次の書類……………1部
 - ①インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
 - ②上記①の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限 上記1の入札書提出期限と同じ
 （郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと）

提出場所 上記1の提出場所と同じ

1.3 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式
- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項

(例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合)

様式1

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

印

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借

2 添付書類

- ・仕様書に示す性能、機能に関する要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載した技術仕様書…………… 3 部
- ・提案物品全てのカタログ…………… 3 部
- ・令和8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し…………… 1 部
- ・入札機器を、第三者をして貸付けようとする場合にあっては、
入札者自ら貸付けできる能力を有することを証明するとともに、
第三者をして貸付けできる能力を有することを証明する書類…………… 1 部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表…………… 1 部
- ・参考見積書…………… 1 部
- ・定価（価格）証明書…………… 1 部
- ・代理店証明書等（販売代理店が参加する場合）…………… 1 部
- ・納入実績表…………… 1 部
- ・外国製品による場合は次の書類…………… 1 部

①インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）

②上記①の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：

担当者名：

連絡先：

仕 様 書

1. 件 名 大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借
2. 規格及び数量 詳細別紙のとおり
3. 借 入 期 間 令和8年4月1日から令和12年3月31日
4. 納 入 場 所 国立大学法人筑波大学共同研究棟D402-3パワエレ実験室
5. 支 払 代金の支払いは1か月ごとに支払うものとし、当該期間経過後に適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. そ の 他
 - (1) 搬入、設置、調整、撤去等1式を含むものとする。
 - (2) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
 - (3) その他詳細については、本学教員と協議の上決定するものとする。

1. 賃貸借物品の規格及び数量等

大容量スマート交流・直流安定化電源

菊水電子工業株式会社製 PCR18000WEA2R 3P3W200V 1 台

上記例示品又は同等品若しくはそれ以上のもの

2. 同等品又はそれ以上のもので参加する場合

同等品又はそれ以上のもので参加を希望する者は、あらかじめそれを証する書類を令和7年10月17日（金）17時00分までに提出し、本学が認めた場合のみ参加することができる。

3. 導入目的

再生可能エネルギー等に用いられる系統連系インバータの効率や安定性等を評価するために、電力系統を模擬した交流電源を用いた実験を行う。この交流電源は電圧を管理でき、高調波ひずみが少なく、また回生機能が必要である。これらを実現するために、以下の性能を満たす大容量スマート交流・直流安定化電源が必要である。

4. 性能、機能に関する要件

- (1) 三相3線式200Vの交流を電源とすること。
- (2) 単相、三相、単相3線交流及び直流を出力可能で、電力容量は単相、三相出力時は16kVA以上、単相3線出力時は12kVA以上であること。
- (3) 出力電圧は交流では実効値線間210V以上、直流では450V以上にできること。
- (4) 回生機能を備えること。
- (5) 横幅450mm以下、奥行き700mm以下、高さ800mm以下であること。

(二者契約)

賃 貸 借 契 約 書 (案)

賃貸借物品名及び数量:大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借(別紙内訳のとおり)

賃 貸 借 料 金 : 月 額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸借料金に110分の10を乗じて得た額である。)

なお、消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、賃貸借料金を決定するものとする。

国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 氷見谷 直紀(以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)
とは、大容量スマート交流・直流安定化電源(以下「装置」という。)を下記の条項により賃貸借契約を結ぶものとする。

第1条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第2条 甲は、別紙に掲げる装置を国立大学法人筑波大学において借入するものとし、乙は甲の使用に供し装置の適切な指導を行い、甲の業務遂行の円滑を図るものとする。

第3条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとし、解約はできないものとする。

第4条 借入期間に1か月未満の端数が生じたときは、賃貸借料金は日割りにより算出するものとする。

第5条 乙は、賃貸借料金請求書を国立大学法人筑波大学財務部契約課へ送付するものとする。

第6条 賃貸借料金は、1か月毎に支払うものとし、当該期間経過後適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第7条 乙は、賃貸借期間開始日までに、仕様書で定める場所において、装置を完全に使用できる状態にして、甲の検査を受けなければならないものとする。

2 前項の検査の結果、合格となった場合、乙は、甲に引渡書を提出するものとし、甲は、賃貸借期間開始日をもって乙から装置の引渡しを受けるものとする。

第8条 甲は装置の保全のため、乙が定めた温度、湿度、その他良好な環境を保つとともに、

善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

第9条 乙は、装置の保守不完全、故障等乙の責に帰すべき理由により、甲の業務遂行に著しい支障をきたす場合は、甲の求めにより、直ちに同等性能を有する装置を使用できるよう乙の負担において措置するものとする。

2 甲の責に帰すべき理由によりその処置を講じた場合は、これに要した費用は甲の負担とする。

第10条 甲は、装置の追加又は据付場所の変更等を行う必要が生じた場合には、甲・乙協議してこれを行うものとする。

2 前項により、賃貸借料金、その他契約の内容を改訂する必要が生じた場合は、甲・乙協議して契約を変更するものとする。

第11条 装置の搬入等に必要な運送料、保険料等の経費は乙の負担とする。

第12条 乙は、自己の負担において装置に動産総合保険を付するものとする。

第13条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって装置に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲・乙協議して定めるものとする。この場合において前条による動産総合保険の保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第14条 物品の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他いずれの当事者の責任にもよらない事由により生じた物品の損失・毀損は甲の負担とする。この場合、物品が修復不可能なときは、乙は、甲に対して契約金額の残額を限度に請求することができるものとする。その場合、第12条による動産総合保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第15条 契約保証金は免除する。

第16条 甲は、自己の都合により賃貸借期間満了前にこの契約を解約するときは、解約しようとする日の3か月前までに、書面によって乙に通知するものとする。

2 前項により解約した場合、乙は、契約金額の残額を、甲に請求できるものとする。

第17条 甲又は乙は相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しないときは、書面を以て通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合、甲又は乙は相手方対し損害賠償を請求できるものとする。その額は甲・乙協議して定めるものとする。

3 天災その他の不可抗力の原因により装置が使用不能になった場合には、甲・乙協議してこの契約を解除することができるものとする。

第18条 乙は、業務上知り得た甲の秘密等について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第20条 この契約について甲・乙間に紛争を生じたときは、両者協議の上これを解決する

ものとする。

第 2 1 条 本契約はファイナンス・リース取引とし、決算時に「リース契約に係る財務諸表注記」資料を提出するものとする。

第 2 2 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

第 2 3 条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人筑波大学所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

乙

別紙

貸借物品名	規格等	数量

(三者契約)

賃 貸 借 契 約 書 (案)

賃貸借物品名及び数量:大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借(別紙内訳のとおり)

賃 貸 借 料 金 :月額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸借料金に110分の10を乗じて得た額である。)

なお、消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、賃貸借料金を決定するものとする。

国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 氷見谷 直紀(以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。)
とは、大容量スマート交流・直流安定化電源(以下「装置」という。)を乙が責任をもって (以下「丙」という。)
をして賃貸借させることについて、下記の条項により賃貸借契約を結ぶものとする。

第1条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第2条 甲は、別紙に掲げる装置を国立大学法人筑波大学において借入するものとし、乙は甲の使用に供し装置の適切な指導を行い、甲の業務遂行の円滑を図るものとする。

なお、乙は丙をして乙が本契約上に負う債務を負担させるものとし、もし、丙が債務を履行しないときは、乙自ら当該債務を履行するものとする。

第3条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとし、解約はできないものとする。

第4条 借入期間に1か月未満の端数が生じたときは、賃貸借料金は日割りにより算出するものとする。

第5条 丙は、賃貸借料金請求書を国立大学法人筑波大学財務部契約課へ送付するものとする。

第6条 賃貸借料金は、1か月毎に支払うものとし、当該期間経過後適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第7条 乙・丙は、賃貸借期間開始日までに、仕様書で定める場所において、装置を完全に使用できる状態にして、甲の検査を受けなければならないものとする。

2 前項の検査の結果、合格となった場合、丙は、甲に引渡書を提出するものとし、甲は、

賃貸借期間開始日をもって丙から装置の引渡しを受けるものとする。

第8条 甲は装置の保全のため、乙が定めた温度、湿度、その他良好な環境を保つとともに、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

第9条 乙は、装置の保守不完全、故障等乙の責に帰すべき理由により、甲の業務遂行に著しい支障をきたす場合は、甲の求めにより、直ちに同等性能を有する装置を使用できるよう乙の負担において措置するものとする。

2 甲の責に帰すべき理由によりその処置を講じた場合は、これに要した費用は甲の負担とする。

第10条 甲は、装置の追加又は据付場所の変更等を行う必要が生じた場合には、甲・乙・丙協議してこれを行うものとする。

2 前項により、賃貸借料金、その他契約の内容を改訂する必要が生じた場合は、甲・乙・丙協議して契約を変更するものとする。

第11条 装置の搬入等に必要な運送料、保険料等の経費は丙の負担とする。

第12条 丙は、自己の負担において装置に動産総合保険を付するものとする。

第13条 丙は、甲が故意又は重大な過失によって装置に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲・乙・丙協議して定めるものとする。この場合において前条による動産総合保険の保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第14条 物品の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他いずれの当事者の責任にもよらない事由により生じた物品の損失・毀損は甲の負担とする。この場合、物品が修復不可能なときは、丙は、甲に対して契約金額の残額を限度に請求することができるものとする。その場合、第12条による動産総合保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

第15条 契約保証金は免除する。

第16条 甲は、自己の都合により賃貸借期間満了前にこの契約を解約するときは、解約しようとする日の3か月前までに、書面によって乙に通知するものとする。

2 前項により解約した場合、丙は、契約金額の残額を、甲に請求できるものとする。

第17条 甲、乙又は丙は相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しないときは、書面を以て通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合、甲、乙又は丙は相手方に対し損害賠償を請求できるものとする。その額は甲・乙・丙協議して定めるものとする。

3 天災その他の不可抗力の原因により装置が使用不能になった場合には、甲・乙・丙協議してこの契約を解除することができるものとする。

第18条 乙・丙は、業務上知り得た甲の秘密等について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取

扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第20条 この契約について甲・乙・丙間に紛争を生じたときは、三者協議の上これを解決するものとする。

第21条 本契約はファイナンス・リース取引とし、決算時に「リース契約に係る財務諸表注記」資料を提出するものとする。

第22条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙・丙協議して定めるものとする。

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人筑波大学所在地を管轄区域とする水戸地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙・丙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は3通作成し、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

乙

丙

別紙

貸借物品名	規格等	数量

入札書様式

入 札 書

件 名 大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借

入札金額 金 円也 (但し、月額賃貸借代金)

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を賃貸するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者氏名

印

記載例 1 （代理人が入札する場合）

入 札 書

件 名	大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借
入札金額	金 円也 （但し、月額賃貸借代金）

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を賃貸するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者			
〇〇県〇〇市〇〇	〇	—	〇
〇〇〇〇株式会社	〇	—	〇
代表取締役	〇	〇	〇
代理人			
〇〇〇〇株式会社			
〇〇支店長	〇	〇	〇
又は			
代理人	〇	〇	〇

代表者の押印は不要

印

印

記載例 2 (復代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借

入札金額 金 円也 (但し、月額賃貸借代金)

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を賃貸するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇―〇―〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

復代理人 〇 〇 〇 〇 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名： 大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借

- 委任事項
- 1 令和7年11月13日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 2 令和7年10月17日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



以上

（注）1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例 2 (支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人） ○○県○○市○○ ○-○-○

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

委　任　事　項	１　入札及び見積りに関する件
	２　契約締結に関する件
	３　入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
	４　契約物品の納入及び取下げに関する件
	５　契約代金の請求及び受領に関する件
	６　復代理人の選任に関する件
	７　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

以上

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名： 大容量スマート交流・直流安定化電源賃貸借

- 委任事項
- 1 令和7年11月13日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 2 令和7年10月17日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



以上

- （注）1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。